2023年5月8日から
新型コロナウイルス感染症は「5類感染症※」に移行します

北海道

※「5類感染症」とは？

日本の法律には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」いわゆる「感染症法」があります。感染症法において、「感染症」が一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の類型に分かれています。感染症の類型によって、規定（法律でできること）が異なります。

2023年5月7日までは、新型コロナウイルス感染症が「新型インフルエンザ等感染症」の分類相当でしたが、2023年5月8日から「五類感染症」に変更されます。それにより、適用される規定も変わります。詳細については「感染症法に基づく主な措置の概要」をご覧ください。

https://bit.ly/3NkjVJe

移行後の基本的感染対策は

個人や事業者の判断が基本となります

判断にあたっては次の点を参考にしてください

・手洗い等の手指衛生や換気は、基本的な感染対策として、引き続き有効

・流行期において高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や混雑した場所を避けること等が有効

※マスク着用の考え方はこれまでと同様となります

〈症状があるとき〉

発熱等の症状がある場合は、かかりつけ医や近くの医療機関、または健康相談センターに相談してください。詳細については北海道外国人相談センターが作成したパンフレットをご覧ください。

北海道外国人相談センター
https://www.hiecc.or.jp/soudan/emg/index.html?lang=jp
言語：日本語、英語、ベトナム語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、タガログ語

新型コロナウイルス感染症に関する情報等については、以下のホームページからご覧になれます

●厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●北海道庁ホームページ
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/index.html

5類感染症への移行に伴うポイント

症状があるとき・感染したときは

かかりつけ医や近くの医療機関、または健康相談センターに相談してください

	5月7日までは		5月8日(予定)からは
発熱等の症状があるときは	健康相談センター	▶	継続
	陽性者登録センター（無料キット申込）	▶	終了

療養中の相談先が変わります

体調悪化時の相談先は	陽性者健康サポートセンター	▶	健康相談センター（相談窓口を一元化）
	参考 療養期間 7日間 ※症状軽快後24時間経過	▶	参考 療養期間 5日間(推奨) ※症状軽快後24時間経過

検査や医療費は自己負担が生じます

検査・医療費は	無料 ※初診料除く	▶	自己負担あり

基本的な感染対策は

個人や事業者の判断が基本となります

○手洗い等の手指衛生 ○十分な換気 ○三密回避 ○人との距離確保	▶	・引き続き、手洗い等の手指衛生や換気は感染対策に有効 ・流行期において高齢者等は混雑した場所を避けること等が有効
事業者 ・入場時の検温 ・入口での消毒液の設置 ・アクリル板などパーティションの設置	▶	・効果等を踏まえ事業者が判断

これまで実施してきた次の取組は終了します

○自宅療養セット送付　○パルスオキシメーター貸出　○宿泊療養施設　○無料検査事業